

村上市監査委員公表第2号

令和4年度

村上市定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和5年2月7日

村上市監査委員

小 田 健 司
渡 辺 昌

令和4年度 村上市定期監査結果報告書

1 監査の期間

自 令和4年12月15日
至 令和5年 2月 7日

2 監査の監査期日及び対象課局

1月 5日	<ul style="list-style-type: none">・総務課・荒川支所・消防本部・議会事務局・選挙管理委員会事務局
1月11日	<ul style="list-style-type: none">・市民課・税務課・環境課・財政課・企画戦略課
1月17日	<ul style="list-style-type: none">・観光課・介護高齢課・学校教育課・保健医療課・福祉課
1月23日	<ul style="list-style-type: none">・都市計画課・こども課・生涯学習課・農林水産課・建設課
1月30日	<ul style="list-style-type: none">・朝日支所地域振興課・会計課・上下水道課・地域経済振興課・農業委員会事務局

- 3 監査の講評期日 令和5年2月7日
- 4 監査の実施場所 監査委員室及び第2委員会室
- 5 監査の対象とした業務期間
令和3年12月1日から令和4年11月30日まで
- 6 監査の方法

各課から事前に求めた監査資料により、監査の対象とする業務を抽出し、所管課に求めた関係書類を基に、事務事業の執行状況や財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているかを聴取等により監査を実施した。

監査に際しては、村上市監査基準に準拠して行った。

主な各課共通事項及び着眼点は、次のとおりである。

調査事項	着眼点
①主要施策事業について	・事業の進捗状況等について
②収入事務について	・市税、負担金、使用料等の収入未済の対応と関係する諸帳簿について
③支出事務について	・例月出納検査から、抽出した事項に関してその支払い内容などについて
④契約事務について	・契約の方法及び履行確認等について
⑤指定管理者制度について	・指定管理に関する事務処理等について
⑥現金等の管理状況について	・各課で取り扱う現金、外郭団体通帳、郵便切手等の保管、管理状況について ・収納委託状況について

7 監査の結果

(1) 共通事項

① 主要施策事業について

各課提出の主要な事業10件について監査した結果、適正に事務処理が行われていた。

こども課の「屋内遊び場の充実事業」は、子どもの体力向上と健全育成を目的とした「村上市屋内遊び場」の充実を図る事業である。トイレ等改修工事による環境整備や市産材を使用した屋内木製遊具等を設置して施設の充実を図った。当初の予想よりも多くの子育て世代に利用されており、親子が安心して遊べる場として定着してきている。施設の安全性に配慮しながら、子育て支援の拠点施設として充実に努めていただきたい。

上下水道課では、携帯電話通信網を利用して水道使用量を自動で検針できる「スマート水道メーター実証実験業務委託」を実施していた。これにより検針業務の効率化だけでなく、検針員不足の問題や積雪の多い三間部などの検針困難箇所の解消、漏水の早期発見にも期待ができる。今後、調査結果を踏まえて、実用性や費用対効果の検証を行っていただきたい。

② 収入事務について

滞納繰越金の整理については、市税、市営住宅使用料、保育園入園者負担金、ごみ処理手数料、水道料等の収入未済に対する各所管課の具体的な取組について監査をした。

今年度は、大雨による災害で被災した市民に配慮しつつ、各課においては状況に応じた対応を行っていた。

なお、各課の監査結果は個別事項として記載した。

③ 支出事務について

支出に関する事務については、例月出納（伝票）検査において、指摘・確認事項があれば、その都度関係する所管課に改善等を求めているところである。支払の遅れ、請求書の受領の遅れなどがまだ見受けられるので、財務規則等に基づいた支払事務が適正に行われるよう努めていただきたい。

④ 契約事務について

契約事務については、工事関係、委託業務関係、長期継続及び物品購入関係37件について監査した。

事務処理では、入札及び契約時に業者から提出される関係書類や工事検査調書、委託業務完了検査調書など必要とする書類は、財務規則等の規定のとおり概ね処理されていた。

⑤ 指定管理者制度について

村上駅前観光案内所（観光課）、朝日地区体育施設（生涯学習課）について監査対象とし、関係書類を監査した。

村上駅前観光案内所は一般社団法人村上市観光協会が、朝日地区体育施設はNPO法人総合型地域スポーツクラブ愛ランドあさひが指定管理者となっている。

締結した協定書に基づいて、事務処理は適正に処理されていた。

⑥ 現金等の管理状況について

各課で取り扱う現金管理状況等について、提出された資料により確認を行い、適正に管理されていることを確認した。

今後も適切な管理を行い、不測の事故が生じないように十分留意されたい。

(2) 個別事項

【税務課】

○市税等徴収実績と収入未済に対する対応について

市税の現年度分収納率は、77.05%であり、新たな滞納者を出さない方針のもと、適切に未納者に対して文書督促を行っていた。

また、市税の滞納繰越分収納率は前年度同期と比較して上昇しているが、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納繰越分収納率は前年度同期と比較して低下している。

今後とも、新潟県地方税徴収機構と連携すると共に職員のスキルアップを図り、滞納整理に努められたい。

【環境課】

○ごみ処理手数料・し尿処理手数料の収入未済額と対応について

ごみ処理手数料の収納率については、現年度分が86.0%である。滞納者に対しては、督促状等の発送期限を定めて取り組んでいただきたい。

し尿処理手数料の収納率については、現年度分が84.6%、滞納繰越分は48.0%であり、滞納繰越分の対応については、電話及び文書での催告のほか訪問し徴収を行っていた。

今後も滞納整理に努めていただきたい。

【こども課】

○保育園入園者負担金及び学童保育利用料の収入未済額と対応について
現年度分収納率については、保育園入園者負担金は99.38%、学童保育利用料は98.62%であり、滞納繰越分収納率は保育園入園者負担金が4.45%であり、学童保育利用料の滞納繰越分収納はなかった。
滞納者に対しては、滞納整理方針に基づいた取組がされるよう課内で連携し、今後も滞納整理に努めていただきたい。

【農林水産課】

○畜産団地整備事業分担金の収入未済額と対応について
今後も未納者の状況を常に把握しながら、収納に取り組んでいただきたい。

【都市計画課】

○市営住宅使用料の収入未済額と対応について
収納率について、現年度分は93.38%、滞納繰越分が4.45%である。
滞納者に対しては、滞納整理事務処理要領に沿って、督促及び催告を行い、引き続き収納対策に努めていただきたい。

【上下水道課】

○水道（上水）使用料・簡易水道（簡水）使用料・下水道（下水）使用料・集落排水処理施設（集排）使用料の収入未済額と対応について
現年度分収納率は、上水97.71%、簡水86.14%、下水86.46%、集排86.61%であり、また、滞納繰越分収納率については、上水77.31%、簡水95.84%、下水95.53%、集排98.73%となっている。
今後も滞納繰越額の縮減に向け、滞納整理に努めていただきたい。

○下水道負担金及び集落排水事業分担金の収入未済額と対応について
下水道負担金については、令和4年度分の調定はなく、滞納繰越分の収納率は、12.10%である。
集落排水事業分担金についても既に現年度分の調定はなく、滞納繰越分の収納率は、15.98%となっている。
引き続き、早期収納に努めていただきたい。

【学校教育課】

○奨学金貸付金の償還状況と対応について

滞納繰越分の収納率は前年度と比較して上昇しており、収入未済額は前年度と比較して減少している。

償還が遅れている者に対しては、滞納整理事務処理要領に沿って、電話及び文書での督促を行っている。今後も適正に収納されるよう引き続き努めていきたい。